# 本庄 資

Session Ⅱでは、米国と日中韓との租税条約 の最近の動向について概観した。

Session II は、2部に分けられ、その1部で は日中韓が米国との租税条約について述べ、そ の2部では米国が北東アジア3国との租税条約 の重要論点について述べた。1部の司会は、 Nak-Hoe Kim 氏(Director General Tax Policy Bureau Ministry of Strategy and Finance, Korea)である。報告は、中国につき Feng Lizeng 氏が、韓国につき Kwanghyo Ko 氏が、日本につき本庄が行い、Michael Pashos 氏、Keonho Lee 氏および Matthew Wong 氏 がパネリストとして参加した。

日米租税条約については、今後の日本の条約 の方向性を決定するとみられる革新的な規定を 多数取り入れた経緯と租税条約締結ポリシーに つき前日の予備会合でも関心が示されたので、 下記のとおり率直に私見を述べた。

米韓租税条約の改定交渉は,使用料の減免等 の論点をめぐって難航している状況の中で,日 米租税条約の影響は少なくない。また,変化の 時代にある中国の考え方にはいずれの国も関心 を示した。

その2部における司会は Kyung-Geun Lee 氏 (Senior Tax Attorney Yulchon, Korea) で ある。米国は租税条約における3つの課題を選 定し,キャピタル・ゲイン課税につき Michael Feder 氏 が, BOC に つ き Giovanna Terese Sparagna 氏が, LOB 条項につき Stuart Ison 氏が報告を行い,1部の報告者,Feng Lizeng 氏,Kwanghyo Ko 氏および本庄がパネリスト として参加した。

Session II は、米国と北東アジア3国との租 税条約の最近の傾向を課題とし、1部では中米 租税条約、韓米租税条約および日米租税条約の 比較検討を行った。

# 1. 主催国(韓国)からのダイレク ティブ

米国と北東アジア3国(中国,韓国および日本)との経済関係の重要性と北東アジア3国の 米国との租税条約が関係諸国の経済発展に及ぼ す影響の大きさは否定できない。ここで各租税 条約の類似性,一般的なトレンドおよび固有の 特徴を確認するために3つの租税条約を比較す る意義は大きい。

1971年に発効した日米租税条約は2003年に改 訂されたが、改訂された日米租税条約は、OECD モデル条約や米国モデル条約に準拠するもので あり、韓米租税条約の進行中の改正交渉や中米 租税条約の将来の改正交渉にとって、ベンチ マークとして用いられるものである。

1979年に発効した韓米租税条約は,過去10年 間に5回の改正交渉を重ねているが,一定の論 点につき譲歩できないため,現時点では最終決 着の時期を予想することは難しい。

中米租税条約は、1987年に発効した。最近の グローバルな金融危機と景気後退後,国際経 済・政治における中国の地位および将来の役割 は,過去20年に比してますます重要になるであ ろう。

また,中米租税条約は,最近の国際租税基準 にしたがって,中米両国の経済状況の変化を反 映するために,これを見直し,改正することが 必要であろう。

このような視点から,各国の報告者は,次の 点に重点を置いて報告すべきである。

① 日本:

- (a) 日米租税条約の主要な改正
- (b) 改正の分析(背景,期待される効果, 評価)

237

- 2 韓国:
  - (a) 現行租税条約の問題のある規定
  - (b) 問題のある規定に関する解決策
  - (c) 租税条約の改正交渉の予想される方向
  - (d) 改正交渉の残された主要な論点
- ③ 中国:
  - (a) 現行租税条約の問題のある規定
  - (b) 問題のある規定に関する解決策
- ④ 米国:
  - (a) 現行租税条約の一般的評価
  - (b) 現行租税条約の問題のある規定
  - (c) その問題のある規定に関する解決策

# Session II – 1における北東アジア 3国の米国との租税条約

中米租税条約については、《添付資料 I-1》 のスライドに沿って報告が行われた。Feng Lizeng氏は、中国の税法改正、OECD モデル 条約の改正や中国の OECD への関与を反映す るよう租税条約の以下の論点に関する改正の要 否について説明した。

(i)二重居住者,(ii)天然資源の探査・開発に関 する PE,(iii)国際運輸業所得の定義,(iv)配当, 利子および使用料の源泉地国課税の制限,(v)不 動産化体株式のキャピタル・ゲイン課税,(vi)芸 能人等の政府合意プログラムの免税,(vii)明示な き所得。

韓米租税条約については、スライドに沿って 報告が行われた。Kwang-Hyo Ko氏は、現行 租税条約の特徴、韓国と米国のそれぞれの条約 締結方針、改正を必要とする理由を述べた後、 改正交渉における主要論点として以下の点を挙 げている。

- (i) 使用料の源泉徴収税率
- (ii) 実質的な株主の譲渡によるキャピタル・ ゲインの源泉地国課税
- (iii) 利子・配当の源泉徴収税率
- (iv) 情報交換

238

(v) LOB 条項の導入

# 3. 日米租税条約

米国と条約改正交渉中の中韓両国から注目さ れている日米租税条約について,本庄は,韓国 のダイレクティブに従い,以下のとおり報告を 行った。

# (1) 最初の日米租税条約の日本の経済発展への 貢献

日本は1945年の敗戦後連合軍の占領下に置か れたが、1952年にサンフランシスコ講和条約に より主権を回復し独立国となり、経済復興のた め1954年に日米租税条約を締結した。 これは日本が締結した最初の租税条約であり、 被占領国であった日本が米国の資本と技術を必 要とする発展途上国として先進国である米国と の間で締結した租税条約であった。振り返れば、 戦後の日本経済の復興に対する日米租税条約の 貢献は大きく、1964年に日本は OECD 加盟国 になり、やがて米国への資本輸出国へと変貌し

ていく。その過程で,日米租税条約について, 1957年,1964年および1965年の3回にわたり部 分改正が行われた。

# (2) 相互主義による旧条約の締結

OECD 加盟後, 日本の租税条約締結方針は, 1963年 OECD モデル条約に準拠し, 戦後の パックス・アメリカーナ体制の中で国際課税 ルールをリードする米国との経済関係の実情に 合う租税条約を維持することであった。米国は 1966年 外国 投資家税法(Foreign Investors Tax Act of 1966)により,実質関連ルール (effectively connected rule)を導入したが, 日米両国は,米国の国際課税の変化を反映する ため,1968年に改定交渉を開始し,1971年に旧 条約の締結に合意した。日本の税制は GHQ の 指令やシャウプ勧告を通じ米国の影響を受けて いるが,この旧条約後の日本の租税条約の基本 方針,解釈および適用は,国際課税を主導する

制限に関する包括的な規定のみならず濫用的取 引の防止規定の導入など、これまでにないルー ル作りに直面することになった。

ル・ゲインに対する源泉地国課税の除去または

制限に関するルールの明確化。(vi)条約の特典の

# (4) 新条約の主たる改正の分析

新条約における大きい変更は,次のとおりで ある。

### 1) 両国で課税上の取扱いが異なる事業体

国際的二重課税または国際的不課税を生じる ハイブリッド事業体またはリバース・ハイブ リッド事業体に関する国際課税問題が少なくな い。新条約は、各国でこのような事業体をどの ように取り扱うかを決める新しいルールを導入 した。両国で課税上の取扱いが異なる事業体を 通じて取得する所得については、その源泉地国 が居住地国または第三国で組織されたこのよう な事業体を条約の適用上課税上の透明な事業体 (パススルー事業体)として取り扱うか否かに かかわらず当該事業体の受益者 (beneficiaries). 構成員または参加者の居住地国のルールに従っ て団体課税されるか構成員課税されるかを決め られる。この規定は、米国条約例やIRC894(c) の財務省規則に従うものであるが、日本にとっ ては初めてのルールである。

# 2) 特典の制限 (Limitation on Benefit : LOB) 条項

私法上,だれでもどの国・地域において法人 格の有無を問わずいかなる事業体を組成しまた は組織することも自由にできる。しかし,条約 当事国は,第三国居住者(トリーティ・ショッ パー)がトリーティ・ショッピングによって租 税条約の特典を享受することを防止するよう努 力すべきであるという考えがある。米国は,優 先事項として,米国の租税条約には必ずLOB 条項を規定することを要求する。新条約は,米 国タイプのLOB条項(22条)を導入した。こ の規定は,(i)適格居住者基準,(ii)能動的事業活 動基準および(iii)権限ある当局の認定基準から成

考え方を具体化した旧条約によって導かれるこ とになる。

旧条約では、日本は、OECD モデル条約に準拠し、相互主義に基づき源泉地国課税から居住 地国課税にシフトする国際課税ルールを受け入 れ、源泉地国課税の減免の範囲を拡大し、事業 所得課税ルールを総合主義から帰属主義に変更 し、移転価格課税について条約相手国による調 整に関し相互協議に基づいて対応的調整ができ るように国内法を改正し、権限ある当局間の協 力に関するルールを規定する方向に舵を切った。

その後、日本の租税条約網は徐々に拡大し、 日米両国の貿易・投資が著しく増加していく中 で、旧条約は約30年の長い歳月の間、変更され なかった。両国間の貿易・投資促進の租税障害 を除去し、貿易摩擦・経済摩擦を回避するため、 両国間の経済関係や米国税制の変化に従い、旧 条約のモデルチェンジが必要であった。日本の 税収を維持する観点から米国に対して発展途上 国として源泉地国課税の余地を確保する旧条約 の特性(明示なき所得について居住地国課税と する規定の欠如、使用料に対する源泉地国課税 の確保など)を放棄することについて保守的な 考えもない訳ではなかったが、米国の優先事項 や両国産業界の要望に応じて、日本は新条約の 交渉を開始することにした。

# (3) 条約締結方針の転換

1980年後,米国はいわゆる後法優先主義によ る租税条約オーバーライドの懸念を惹起し,米 国モデル条約も何度か改訂している。2001年, 日本は両国間の貿易・投資をできるだけ促進し, 源泉地国課税をできるだけ除去または制限する ことによって両国間の国際課税問題を解決する ために新しい条約を作り直すことに決めたが, 新条約においては,(i)会社法の現代化等に伴う 税制改正,(ii)課税上透明な事業体の取扱いの決 定,(iii)租税条約オーバーライドの懸念の除去, (iv)米国の移転価格課税が OECD ガイドライン に従うことの確認,(v)投資所得およびキャピタ

るが,いわゆる派生的特典条項(Derivative benefits provision)を含まない。LOB条項は, 日本にとって初めての規定であるが,その後の 日本の先進国との新条約(イギリスとの条約 〈2006年〉,フランスとの条約〈2007年〉,オー ストラリアとの条約〈2008年〉など)には不可 欠のルールとして規定されている。

# 濫用的導管取引(back-to-back transactions) 防止規定

新条約では投資所得の源泉地国課税の除去ま たは制限を規定する一方で,第三国居住者が濫 用的導管取引を通じて条約の特典を享受するこ とを防止する規定を創設した。これには、(i)優 先株式その他これに類する持分に関する配当 (10条11),(ii)債権に係る利子に関する導管取引 (11条11),(ii)無形資産の使用に係る使用料に関 する導管取引(12条5),(iv)権利または資産に 係る明示なき所得に関する導管取引(21条4) が含まれる。米国は租税回避スキームに対する 防止規定を定めているが,日本はこの点で遅れ ているので,日本は濫用的導管取引に対処する ため必要とする補助的な規定を条約で創設した のである。

# 4) 源泉地国課税の除去と租税回避の防止

新条約の目的として,日本は,(i)投資所得の 源泉地国課税の除去または制限によって戦略的 パートナーとしての両国間の国際投資を促進し, (ii)第三国居住者による租税条約の濫用を防止す るための規定を挙げている。米国は,(i)両国間 の貿易・投資の租税関連障害を減らし,(ii)日米 条約関係を米国ポリシーに一致させ,最近の条 約例に一致する方法で近代化し,(ii)国境を越え て行われる投資の所得に対する源泉徴収税を減 免し,(iv)米国の要求するトリ―ティ・ショッピ ング防止規定および米国モデル条約の規定に相 当する情報交換規定を含めることを挙げている。

# 

旧条約は,多くの点で1996年米国モデル条約 に一致しないものになっていた。米国の条約ポ リシーに照らし、旧条約の利子,配当および使 用料の源泉地国の制限税率は、米国モデル条約 や先進国との条約例に比して高すぎた。いまや 日本は先進国グループのメンバーであり、相互 に国際投資を促進するとのコミットメントを反 映し、新条約は米国の条約例に沿って制限税率 を実質的に引き下げている。

### 源泉地国課税の減免要件の緩和

新条約のコアは、配当を支払う法人の議決権 の50%超を所有する法人が配当を受け取る場合、 一定の親子要件を満たすとき、源泉徴収税を免 除することである。これは、米国のイギリス、 オーストラリアおよびメキシコとの条約に類似 する。また、支払法人の株式の10%以上を所有 する法人に支払われる配当については、 源泉徴 収の制限税率を5%とし、ポートフォリオ配当 については10%とする。2009年に日本は間接外 国税額控除制度を廃止し、日本親会社の外国子 会社からの配当の95%の益金不算入制度を創設 したので、日本親会社が米国子会社から受け取 る配当は、一定の要件を満たす場合、米国の源 泉徴収税を完全に免除され、日本でもその95% ついて免除されることになった。新条約のコア は、相当の範囲の利子(金融機関等、政府機関 等の受取利子、一般企業の一定の受取利子、年 金基金の受取利子を含む。)の源泉地国課税の 排除である。この免除は、日本の条約例にない 広範囲のものであった。旧条約では、PE がな い場合、使用料と事業所得・人的役務所得その 他の所得との間に課税上の取扱いの不均衡があ るとみられ、条約交渉における米国の主目的の 一つは、使用料の取扱いをオーバーホールし、 源泉地国課税を完全に排除することであったと 思われる。

日本は OECD モデル条約コメンタリーの留 保にもかかわらず,使用料に対する源泉地国課 税から免税へ劇的な方針変更を決断することに なる。新条約における画期的な変化の後,日本 はその後のイギリス,フランスおよびオースト ラリアとの条約で,使用料について源泉地国免

240

玉

際

課

税

除を規定している。

③ 支店利益税および支店利子税の容認

1986年,米国は支店利益税を創設し、 IRC882・IRC884による税のほか、外国法人の 米国支店の配当相当額に30%の税を課すことと した(ただし,居住地国が米国との租税条約を 締結している場合はこの限りでないとされてい る)。日本では,租税条約オーバーライドのお それを感じ,このような税は租税条約の無差別 待遇条項に違反すると考え,条約交渉を注目し ていたが,日本としては将来日本が米国の支店 利益税・支店利子税と同様の税を導入する可能 性があると想定し,相互主義で米国の支店利益 税を受け入れ,新条約は米国モデル条約の規定 (10条8)に相当する規定を導入した。

④ キャピタル・ゲイン

旧条約では米国税法に規定する「資本資産」 (capital assets)概念を用いていたが、日本税 法には存在しない概念であったため解釈上の問 題を生じていた。新条約は、キャピタル・ゲイ ンに対する排他的な居住地国課税を規定するが、 米国条約例には一致するが、他の条約における 源泉地国課税や日本の国内法と乖離する狭い範 囲の例外を定めた。株式のキャピタル・ゲイン に関する以下の2つの新ルールを創設した。

- (i) 不動産保有事業体の株式その他の持分の 売却からのキャピタル・ゲインは、不動産 の所在地国で課税することができる(13条 2)。
- (ii) 破綻した金融機関の規制により政府から 実質的な資金援助を受けて再生した金融機 関の株式が政府から購入され、資金援助か ら5年以内に売却される場合、当該株式の キャピタル・ゲインは、金融機関の居住地 国で課税することができる(13条3)。

日本の税法には不動産保有事業体の株式その 他の持分の売却からのキャピタル・ゲインに対 する課税ルールを規定していなかったが,2005 年度税制改正で非居住者・外国法人の不動産関 連株式等の譲渡所得課税(IRC897(c)に類似す る)を創設し,事業譲渡類似株式の譲渡益課税 制度を改正した。

# ⑤ 国際運輸業所得の相互免税

旧条約は,相互免税の要件として登録を要求 していたが,新条約は登録要件を除去するとと もに,国際運輸業所得(船舶・航空機の国際運 輸に運用することから取得する利得)(フル ベースの用船料および裸用船料を含む。)の排 他的居住地国課税を規定し,企業が国際運輸に おいて使用するコンテナーの使用,保持または 賃貸から取得する利得についての排他的居住地 国課税を規定した。

# ⑥ 明示なき所得の排他的居住地国課税

旧条約は,明示なき所得条項 (catch-all clause)を規定していなかった。そのため、日本 は源泉地国の立場で条約に規定された所得以外 の所得に対し、国内法どおりに課税することが できた。これは、日本が先進国である米国に対 して発展途上国としての立場をとり、できるだけ 源泉地国としての課税権を確保しようとした旧 条約の特徴であった。新条約が、明示なき所得 (証券貸付料, 保証料, コミットメント・フィー などの金融サービス所得を含む。)について源泉 地国課税を完全に放棄する明示なき所得条項を 明記したことは、きわめて重要な変化である。 過去に 匿名組合 (a sleeping partnership or TK)の利益の分配について、租税回避スキーム または TK スキームが利用する租税条約の明示 なき所得条項の範囲に含まれるという理由で、日 本は課税上の取扱いの困難を経験したことから, TK スキームについて神経質な対応を示した。議 定書13は、次のように規定した。

(a) 条約の適用上,合衆国は匿名組合契約またはこれに類する契約によって設立された 仕組みを日本の居住者でないものと取り扱い,かつ,当該仕組みに従って取得される 所得を当該仕組みの参加者によって取得される が得を当該仕組みの参加者によって取得される が得を当該仕組みの参加者によって取得されるのと取り扱うことができる。この 場合には、当該仕組みまたは当該仕組みの 参加者のいずれも、当該仕組みに従って取

租税研究 2010・9

玉

際

課

得される所得について条約の特典を受ける 権利を有しない。

- (b) 条約のいかなる規定も、日本国が匿名組 合契約またはこれに類する契約に基づいて ある者が支払う利益の分配でその者の日本 国における課税所得の計算上控除されるも のに対して、日本国の法令に従って、源泉 課税することを妨げるものではない。
- ⑦ 特殊関連企業——移転価格調整

特殊関連企業条項は、課税上特殊関連企業の 行為計算を否認する規定(移転価格調整規定) である。旧条約が締結された1971年には、日本 の税法にはIRC482および財務省規則の移転価 格税制に相当する制度は存在しなかった。米国 は、1980年代に日本法人の米国子会社に対し、 アグレッシブな移転価格調整を行うようになっ た。これによって惹起される国際的経済的二重 課税につき日本法人を対応的調整によって救済 するため、相互協議の合意に基づき減額更正の 請求を可能にする国内法の改正を行った。米国 の移転価格調整に応じて条約上一方的に対応的 調整の義務を負うことを懸念していた当時の日 本としては、OECDモデル条約9条2項(対 応的調整)に相当する規定を旧条約では削除し ていたが, 条約にこのような規定がなくても, 日本法人の救済のために国内法改正を余議なく されたのである。1986年、日本はフランス (1933年)、イギリス (1970年)、ドイツ (1972 年)から遥かに遅れていたが、国内法に移転価 格税制を導入した。新条約では、日本は移転価 格税制を有する国として米国と対等の立場で OECD モデル条約9条のフルテキストを採用 した。日本は移転価格調査において情報提供に 非協力な納税者について推定課税を行い、類似 法人の調査によって入手した情報に基づき移転 価格調整を行うことができるが、納税者の要求 があっても、その調整の根拠となった情報の源 泉等について守秘義務により開示することがで きない。これはシークレット・コンパラブルと 呼ばれ、不評をかっている。米国では真実の課 税所得を把握するために IRC482および財務省 規則(移転価格税制)を執行することから利益 法、ルーチンの無形資産については特に利益比 準法 (CPM) を多用するので、比較法(基本 三法)により独立企業間価格の算定を行うこと を重視する日本からみれば、CPM を問題視す る。このように相互に抱いている不満を解決す るため、両国が国際的コンセンサスを反映する OECD 移転価格ガイドラインに従って移転価 格調査を行い, 事前確認申請を評価すべきこと とすることに合意した(交換公文3)。二次調 整について、米国はこれを配当または出資とみ なすが、日本は二次調整を行わない。日本の産 業界は、米国にこれを止めさせるよう政府に要 請していたが、この要請は適わなかった。また、 過去に、日本法人の米国子会社は調査に際し期 間制限の延長に同意を求められ、帳簿書類の長 期保存や利子税などの潜在的な負担に困ってい たので、日本の産業界は更正の期間制限につい て明文化するよう要請していた。これを受けて. 新条約は、9条1の条件がないとしたならば更 正の対象となったとみられる利得に係る課税年 度の終了時から7年以内に調査が開始されない 場合には更正ができないことを規定した(9条 3)。また、利子、使用料または明示なき所得 の金額が独立企業間価格を超える場合、その超 過額について5%以下の税を課することを規定 した(11条8,12条4,21条3)。

# ⑧ 人的役務所得

租税研究 2010・9

旧条約は,人的役務の報酬を,(i)独立の資格 による対価と,(ii)勤務による対価に大別し,前 者は17条(自由職業および芸能人等)に,後者 は18条(勤務所得および役員報酬)ならびに23 条(年金)に規定していたが,新条約は, OECDモデル条約に準拠し,自由職業所得は 7条,勤務所得は14条,役員報酬は15条,芸能 人等は16条,年金は17条にそれぞれ規定した。 新条約は,勤務所得については原則として居住 地国のみに課税権を配分し,勤務が他方の国で 行われる場合には短期滞在者に該当する場合を

玉

際

課

除き勤務地国に課税権を与えている。新条約は, 従業員ストック・オプションによる報酬に係る 課税権の配分について規定する。

米国モデル条約は,法人の居住地国が非居住 者である役員の報酬について当該国で提供した 人的役務に対応する部分についてのみ課税でき ると規定するとともに,OECDモデル条約16 条コメンタリーに「米国は,役員報酬に対する 課税は源泉地国で提供された人的役務から生じ る所得に限定されることを要求する。」という 留保を付しているが,新条約は,OECDモデ ル条約に従っている。

年金等および保険年金等については,新条約 は受益所有者(beneficial owner)の居住地国 のみに課税権を配分した。別居手当等について は、支払者の居住地国に課税権を配分するが、 支払者が居住地国の課税所得の計算上この支払 の控除を受けることができない場合には,いず れの国でも課税されない。これは、日本にとっ て初めての規定である。

芸能人等について、OECDモデル条約は, 対価の金額や滞在期間にかかわらず,人的役務 提供地国に課税権を配分しているが、OECD モデル条約17条コメンタリーに、米国は芸能人 等の受け取る対価が一定金額を超える場合に限 り17条1項の規定を適用する権利を留保してい る。旧条約は,対価の金額が3,000ドルを超え または滞在期間が90日を超える場合に源泉地国 に課税権を配分していたが,新条約は,芸能人 等の活動による所得について,総収入が1万ド ルを超える場合,人的役務提供地国において課 税できると規定した。

# ⑨ 国際的二重課税の排除方法

国際的二重課税の排除方法として両国は外国 税額控除を採用している。新条約の締結後,米 国は,2004年米国雇用創出法(AJCA)におい て外国税額控除制度を改正し,日本は2009年に 間接外国税額控除制度を廃止した。

# 10 情報交換制度の改正

米国モデル条約と異なり、新条約には情報交

換の対象となる情報に関する問題のリストを含 めていない。これまで、日本は情報交換につい て慎重な姿勢をとってきた。OECD モデル条 約26条コメンタリーのオブザーベーションにお いて.要請国が日本の法制および行政慣行を有 しない限り、要請された情報を提供することは、 国内法に基づいて入手した情報を開示する手続 に関する厳格な国内法および行政慣行から困難 であると述べてきた。これまでの日本の見解は, 自国の課税上の利益 (domestic tax interest) がない場合に要請国のために質問検査権を行使 することは国内法および行政慣行に反するので. 26条はこのような場合に質問検査権の行使を義 務づけるものではないというものであった。確 かに、日本の国内法は質問検査が犯罪捜査のた めに認められたものと解すべきではないと規定 している。しかし、新条約に関する2003年米国 財務省テクニカル・エクスプラネーションでは. 両国の権限ある当局は調査・犯罪捜査, 徴収, 不服審査または訴追される租税事案に関する情 報を要請し、提供することができると述べてい る。そこで、新条約に従い、2004年に日本は外 国の権限ある当局によって要請された情報を提 供するために必要な調査権を税務当局に与える ため国内法を改正したが、この改正だけでは 「調査」が「犯罪捜査」を除外しているように 解されるならば、新条約に違反するおそれがあ る。2006年に日本は条約相手国の犯罪捜査に必 要な情報を要請された場合に犯罪捜査を担当す る部局が要請された情報を提供するために調査 および犯罪捜査を行うことができるよう国内法 を改正した。

### ① 租税条約オーバーライドへの対処

米国の後法優先主義の原則が租税条約オー バーライドを引き起こすおそれがある。そのよ うなことが生じた場合,条約優先主義をとる日 本としては,租税条約改正によって条約の特典 を速やかに回復するよう努力しなければならな い。重大な税制改正について通知義務が条約に 規定されているが,新条約は,国内法の改正が

条約上の特典の均衡に及ぼし得る効果を決定す るために、また、条約上の特典について適当な 均衡に到達するために、条約改正を行うため書 面で協議の要請することができ, この要請を受 けた国は3カ月以内に協議を行うこととした。

# (5) 新条約の評価

日本の租税条約ネットワークは、現在、47条 約(58適用国)である。新条約は、その後の租 税条約(イギリス、フランスおよびオーストラ リアとの租税条約)に大きな影響を及ぼすこと になった。それは、(i)特典の範囲の拡大、(ii)投 資所得に対する課税権の配分について源泉地国 課税から居住地国課税へのシフト, (iii)特典制限 (LOB) 条項の新設。(iv)濫用的導管取引防止規 定の新設など、租税条約締結方針の歴史的な変 化を示した。

新条約は、日本が租税条約の明示なき所得条 項(居住地国課税・源泉地国免税)を濫用する TK スキームに対処するため匿名組合の利益の 分配に対する課税権を確保することを議定書で 規定したがその後の租税条約では条約本文にお いて規定する。日本には米国モデル条約のよう なものは存在しないが、今後は OECD モデル 条約とともに、新条約が日本のモデル条約のよ うな存在になるであろう。その結果、日本の租 税条約ネットワークのアメリカナイゼーション が起こることになる。その一方で、日本は今後 の発展途上国との租税条約網を拡大していくと き国連モデル条約を尊重しなければならない。 発展途上国との相互の経済的繁栄を願うとき. OECD 加盟国であると同時に国連加盟国とし ての立場で、例えばタックス・スペアリング・ クレジットのあり方についても考慮しなければ ならないであろう。

# 4. Session I-1の主な論点の要約

北東アジア3国と米国との租税条約に関する 3国の報告に関連して、パネリスト(Keon Ho 244 租税研究 2010・9

Lee. Michael L. Pashos) から以下の質問また は意見が出され、関心の論点が明らかにされた。

- 強制的仲裁条項の導入
- ② LOB 条項の適用上の困難
- ③ 韓米条約における使用料の制限税率の設 定
- ④ 使用料の源泉地国の決定
- (5) 投資所得の受益所有権 (beneficial ownership) を主張するには、受領者は居 住地国で実質的な活動を行うことが必要で あるか。
- ⑥ 米国導管ルールにより受領者を「導管ま たは仲介者」とみなす結果

# 5. Session I – 2 における米国の選 定した3つの課題

Session II -2では、米国が米国との租税条 約の3つの重要課題として(i)キャピタル・ゲイ ン.(ii)特典制限(LOB)条項.(iii)受益所有者 概念(BOC)を取り上げている。

# (1) キャピタル・ゲイン

キャピタル・ゲインについて、スライドに沿っ て報告が行われた。米国は、域外キャピタル・ ゲイン税を課さないが、例外があること、韓国の ローンスター事件で租税条約オーバーライドの 決定に実質課税を適用し, 中国資本市場へのア クセスに用いられるオフショア・デリバティブに 関する国内法などをトピックとして取り上げ、米 国と北東アジア3国との租税条約の規定の比較 を行った後、PWC LLP の視点からタックス・プ ランニングとしての条約裁定取引 (tax treatv arbitrage)について国内法でキャピタル・ゲイ ン源泉徴収税を排除しない場合にはトリー ティ・ショッピングが行われるという。税務当局 は,所得の受益所有者 (beneficial owner) また は中間投資媒体の実質(substance)を問題にし、 これに資本市場が否定的な態度をとる。実質の 判定基準の公表が必要ではないかという。

玉

際

課

米国には、判例原則として実質主義(substance vs. form) 原則や事業目的(business purpose) および経済的実質(economic substance) 原則 があるが、国際的には LOB 条項として明文化さ れると考えられる。

Michael Feder 氏は、キャピタル・ゲイン源泉 徴収税は、居住地国で税額控除されないときは、 国内への外国投資を抑制することになり、源泉 地国がそれを放棄することは条約相手国に対す るインセンティブとなるので、米国は NAFTA や EU と同様のブロックとしてのアジアの戦略的 パートナーにこのような取扱いを考えることもあ り得ると述べた。

# (2) 米国モデル条約と最近の条約例におけるLOB条項

LOB 条項については, 添付資料 Ⅱ – 3のス ライドに沿って報告が行われた。

居住者条項とLOB条項は,条約の特典を享 受することだけを目的として締約国に所在する 者でなく,真実の課税上の居住者(bona fide tax resident)に条約の特典を限定しようとす るが,米国は濫用的な租税条約へのアクセスを 制限する国内法を定めている。米国のLOB条 項は,米国モデル条約の数次の改正(1977, 1981, 1996, 2006)ごとに進化してきた。

現行の北東アジア3国の米国との条約における LOB 条項は、古い順に、どの時代の米国モ デル条約に準拠しているかによって以下のよう に異なる。

① 韓米租税条約 1977年米国モデル条約

中米租税条約 1981年米国モデル条約

③ 日米租税条約 1996年米国モデル条約

米国モデル条約のLOB条項は,主観的基準から詳細な客観的基準へと進化している。

# 1) 1977年米国モデル条約の LOB 条項

LOB 条項は,一定のパッシブ所得につき法 人のみに適用された。75%所有基準を満たさな い場合,源泉地国で有利な取扱いを受ける所得 について特典を制限される。

# 2) 1981年米国モデル条約の LOB 条項

75%所有基準を維持し、ベース・エロージョン基準を追加した。

# 3) 1996年米国モデル条約の LOB 条項

(a) 適格居住者基準

課税上の居住者である個人,適格政府団体,居住免税団体,公開会社およびその 子会社,上記の適格居住者が50%超を所 有しかつ50%エロージョン基準を満たす 法人。

- (b) 能動的事業活動基準
- (c) 権限ある当局の認定

# 4) 2006年米国モデル条約の LOB 条項

1996年米国モデル条約と比べて次の改正を 行った。

公開会社について,(i)主たる種類の株式,(ii) 不均一の種類の株式,(ii)主たる営業または主た る管理支配の場所のルールを定め,受益者 (beneficiaries)の50%以上が居住者である免税 団体に限定した。能動的事業活動基準を廃止し, 「事実および状況」基準に取り換えた。

Stuart Ison 氏は, Ernst & Young (Tokyo) の立場で,現行 LOB 条項の問題点として,(i) 適用の複雑さと不安定さ,(ii)重要な用語の定義 がないこと,(iii)トライアンギュラー事案,(iv)不 均一株式 (tracking stock,(v)導管アレンジメ ント,(vi)派生的特典などを挙げている。

# (3) 租税条約の受益所有権 (beneficial ownership)の決定

受益所有権概念(Beneficial Ownership Concept:BOC)について、添付資料II-2の スライドに沿って報告が行われた。日本では租 税条約のbeneficial ownerの訳語として「受益 者」という用語を当てたことから、信託の受益 者(beneficiary)概念との異同について定説が なく、国際課税の領域で混乱を生ずる場合が少 なくない。この用語は、租税条約のみでなく、 マネーロンダリング対策においてもマネーロン ダリング・スキームに用いられる法人の支配、

その収益の帰属や信託等の多様な事業体の支配, その収益の帰属の追跡においてbeneficial owner概念が金融活動作業部会(FATF)に よって用いられる。FATFの2008年対日相互 審査報告書の翻訳では、財務省は「受益所有 者」という訳語を当てている。本稿では、信託 の受益者と区別して、財務省の訳語「受益所有 者」を用いることとする。

Giovanna Terese Sparagna 氏は,租税条約 の beneficial ownership の決定について,以下 のように説いている。

米国が BOC (Beneficial Ownership Concept) を初めて用いた条約は、1945年米英条約の1966 年議定書であるが、初期の米国の条約例では BOC を用いず、derived by, derived from, ま たは paid to という用語を用いて、条約の特典 を受ける者を特定しようとしてきた。 beneficial owner の定義が条約において規定さ れない場合には、条約3条2により、源泉地国 の法令によって決定される (2006年米国モデル 条約)。BOC に関する OECD モデル条約コメ ンタリーでは、従前の用語 paid to a resident (10条1)の意味を明瞭にするため10条2に beneficial ownership 要件が挿入された。BOC の範囲は広い。BOC は法的権原のみで決まる ものではない。

# (i) agent or nominee

国際

課

税

The term "beneficial owner" is not used in a narrow, technical sense, rather it should be understood in its context and in light of the object and purpose of the Convention.

Where an item of income is received by a resident of a Contracting State acting in the capacity of agent or nominee it would be inconsistent with the object and purpose of the Convention for the State of source to grant relief or exemption merely on account of the status of the immediate recipient of the income as a resident of the other Contracting State.

(ii) a conduit

It would be inconsistent with the object and purpose of the Convention for the State of source to grant relief or exemption where a resident of a Contracting State, otherwise than through an agent or nominee relationship, simply acts as a conduit for another person who in fact receives the benefit of the income concerned.

A conduit company cannot normally be regarded as the beneficial owner if, though the formal owner, it has as a practical matter, very narrow powers which render it, in relation to the income concerned, a mere fiduciary or administrator acting on account of interested parties.

BOCには所得を「支配」する者を特定する という目的がある。

# 1) 条約の特典の所得の種類別の制限

米国条約例は、配当、利子および使用料など の所得の種類別の条約の特典を当該所得の受益 所有者(beneficial owner)に限定する。受益所 有 権 と い う 概 念(Beneficial Ownership Concept: BOC)が重要な意味をもつ。歴史的 には、名義人や受託者などの「代理人」 (agency)所有権と区別するために用いられた 概念であるが、現代では、資産や所得の事実上 の所有(virtual ownership)は、法的権原の所 有(legal title ownership)がなくても行われる。

また,法的権原の所有を形式的に尊重すると, 条約の特典を享受する資格のない所得の経済的 所有者(economic owner)に条約の特典を与 えることになる。

lief or Beneficial Ownerの定義は、条約に存在し
 of the ない場合、条約3条2により源泉地国の国内法
 of the を参照することになるが、大陸法系の国(Civil
 租税研究 2010・9

Law Jurisdictions) には BOC が認識されない。 コモンローの国では、所得または資産の法的権 原が他の者に保有される場合でも、当該所得ま たは資産を完全に使用し享受することができる 者(beneficial owner)の所有を意味する BOC が認められる。

2) 受益所有権(Beneficial Ownership)の 形式

Giovanna T. Sparagna 氏は,所有権の形式 を以下のように分類する。

- 法的権原所有権(Legal Title Ownership):法的権原保有者は、資産を売却し 資産に固有のリスクを引き受ける無条件の 権利など資産の所有のすべてのベネフィッ トを享受し負担を負う。
- 名義人・代理人所有権(Nominee/ Agent Ownership):名義人・代理人であ る法的権原保有者は、資産を処分しまたは 経済的リスクを負う資産所有を享受する制 限された権利を有するが、それは beneficial ownerの指示によるのであり、 すべての経済的利益と負担は本人 (principal) または受益者(beneficiary) に帰せられる。
- ③ 担保保有者(Collateral Holder)
  - 1) 信用供与の担保として beneficial owner の債権者が保有する法的権原
  - 2) レポ取引:資産の所有者がxxドルと 交換にみせかけの「売却」により債権者 に当該資産を譲渡し,債権者は当該資産 を当該所有者(譲渡者)に売り戻すこと に合意し、当該所有者(譲渡者)はその 要求によりxxドルで債権者から当該資 産を買い戻すことに合意する場合,債権 者は当該資産(担保)の購入価格に相当 するローンの期間利子の支払に十分な当 該資産(担保)からの所得を留保する場 合を除き,債権者は担保を売却その他の 処分を行う制限された権利を取得する。 この場合,法形式(form)を尊重する

国では、債権者を当該資産(担保)の所 有者とみなすが、実質(substance)を 尊重する国ではこの取引を「売買」では なく、「ローン」とみなし、当該所有者 (譲渡者)が当該資産(担保)の所有権 を留保するとみなす。

- ④ 仲介者または導管 (Intermediary or Conduit)
  - 法的権原保有者は、資産を受け取り使用 する明白な権利を有するが、法的に資産 の所有のすべてのベネフィットと負担を 他の者(beneficial owner)に譲渡する 義務を負う場合、
  - 法形式を尊重する国は、たとえ法的所有者(legal owner)が契約上資産の所得およびベネフィットを他の者に譲渡する義務があるとしても、取引は所得または資産の法的所有者の取引として取り扱うが、実質を尊重する国は、条約の適用上、資産のベネフィットおよび負担の所有者はbeneficial owner であると判断する。この場合、実質を尊重する国はすべての関係契約・合意を考慮に入れる。



- ⑤ 合成所有権 (Synthetic Ownership)
  - ・当事者が契約を通じて資産の派生的権利 (derivative rights)を取得するので「デ リバティブ」という。
  - 契約により、一方の当事者が資産を所有 するのに経済的に相当する支払を他の当 事者に合意するとき、いずれの当事者も 当該資産を所有することができないので、 それは合成の所有である。
  - その事例:
  - (a)株式貸付取引:株式の所有の経済状態 (例えば損失リスク,収益および借入期 間に支払われる配当に替わるもの)を表 わす金額と借料を貸手に支払う契約によ り所有者から株式を借りる取引
  - (b) トータル・リターン・スワップ:プー
     ル資産を保有する二当事者が当該資産の

リターンをスワップする合意

- ⑥ パススルー事業体による所有
  - ・典型的なパススルー事業体(例えばパートナーシップ,支店)は、パススルー事業体が法的に保有しまたはパススルー事業体の名で生じる資産、収益、損失および責任をパススルー事業体の所有者に授与する。
  - パススルー事業体は資産のすべての法的・経済的権利および負担を保有し行使することができるがこの所有の効果はパススルー事業体の所有者にパススルーされる。

Sparagna 氏は、スライドに沿って、米国の 租税条約が従っているトリーティ・ショッピン グ防止ルールとして、(i)判例原則(ステップ取 引原則により無視されるステップ取引、無視さ れる循環金融のキャッシュ・フロー)、(ii)成文 法(取引の経済的実質により課税上の取扱いを 決定、IRC7701(1))、(iii)財務省規則1.881-3(導 管規制における IRS の裁量権)、(iv) IRS ガイダ ンス (Revenue Ruling and Notices)を挙げて 説 明 し た 後、Back-to-Back preferred stock arrangements, Back-to-Back Loans お よ び Back-to-Back Licenses について BOC の問題を 論じている。

日米租税条約10条11は,一定のback-to-back 優先株式アレンジメントのbeneficial owner と みなさないとする濫用的導管取引の防止規定を 明文化したが,この規定は日本側の要求で挿入 したのであって,このように限定された導管取 引防止規定を挿入することによって米国の国内 法上の濫用防止規定の適用を制約するものでな いことを強調する。Back-to-Back Loans につ いては,Aiken Industries (1971),Back-to-Back Licenses については,SDI Netherlands BV (1996)を例に挙げて,説明した。さらに, Equity WallsのBOCの問題については,Del Commercial Properties (1999)を例に挙げて 説明した。 (4) 米国の選定した論点に関する北東アジア3 国からの反応

# 1) キャピタル・ゲインについて

韓国は、米国プライベート・エクィティ・ ファンドのキャピタル・ゲイン(公的資金を注 入された新生銀行の株式売却による)に課税で きないことに気付いた日本が新条約に新生条項 とも呼ぶべき特別な規定を創設したことに留意 し、ローンスター事件における経験を踏まえて、 実質的な株式の譲渡益に対する源泉地国課税・ 免税を改訂交渉の重要論点にしている。

ローンスター事件に関する国民感情を考慮に 入れて、この問題の解決には国民のコンセンサ スが必要である。日本は、伝統的に株式譲渡益 の課税には甘い対応をしてきたが、不動産化体 株式や事業譲渡類似株式などの譲渡について、 新条約における特別な規定の創設を先行させた 後、国内法の改正を行った。世界的金融危機に より、日米租税条約のいわゆる新生条項は、先 進国型条約における株式譲渡の源泉地国免税の 例外規定として注目されることになるであろう。

# 2) LOB 条項について

現在改訂交渉中の韓国は,基本的に LOB 条 項のトリーティ・ショッピング防止の目的に異 論はなく,トライアンギュラー,トラッキング 株式,派生的特典および導管取引などに関する 規定を有益であると評価する一方で,包括的な 規定の解釈・適用における困難と複雑さにより 実務上の不安定性に懸念を表明した。日本の経 験から行政の負担が生ずる点を考慮に入れて 「免税」の場合に限定して LOB 条項を適用す ることも考えられるが,韓国では源泉地国免税 にする場合が少ないので,限定的な所得項目に ついて,受領者が第三国居住者に「支配」され る場合(客観基準で判定)のみに特典 の制限をするという簡素な規定を望んでいる。

日本では立証責任が課税庁の負担とされてい るので,租税回避防止規定において主観的基準 を設けることが困難であるため,LOB条項に

おいて客観的基準を規定するが、実務上、源泉 地国で源泉徴収義務を負う者がこの客観的基準 に適合するか否かの判定をしなければならない。

その点、例えば、以下のような規定について 適用上の困難が生じる。

- (i) 年金基金: 受益者等の50%超がいずれか の国の居住者であること。
- (ii) ハイブリッド事業体または導管事業体: その者の受益に関する持分の50%以上が適格 居住者により直接・間接に所有されること
- (iii) 能動的事業活動基準
- (iv) 権限ある当局の認定
- 3) BOC について

大陸法系とコモンロー諸国の相違から BOC の解釈について国際的に合意された原則がない 現在. 大陸法系の実業界は国際取引における不 安定に陥る。この問題に取り組むため OECD WP1の検討で結論を出す必要があろう。米国 は、国内法および租税条約における BOC の適 用に関するガイドラインを有するので、米国の 説明は非常に有益である。国際的コンセンサス がない以上,現在は源泉地国の解釈でBOCの 解釈を行うほかない。

日本では所得税法・法人税法において実質所 得者課税の原則を規定している。実質所得者が 所得の beneficial owner を意味すると解すれば、 条約の BOC をそのまま日本の国内法で受け入 れることができるが、実質所得者とは所得が帰 属する者をいうとする場合でも、金子宏教授が 『租税法(第15版)』で述べておられるように、 所得の帰属とは法律的帰属をいうとする解釈 (法律的帰属説)と経済的帰属をいうとする解 釈(経済的帰属説)の二つの解釈が可能になる この規定を根拠にするというだけでは、条約上 の beneficial owner が誰であるかの判定を法形 式 (legal form) によるのか,法的実質 (legal substance) によるのか、あるいは経済的実質 (economic substance) によるのか、という国 際的に議論の多い問題について決定的な解釈を 導き出すことはできない。国内法の解釈につい

て学説が分裂している状態を解消するには、 立 法により法の意図・目的を明解にすることが必 要である。

最近の裁判例をみると、米国の所有権の分類 の一つとして挙げた Collateral Holder-Repo Transaction について2008年東京高裁平成20年 3月21日判決は、レポ取引は倒産隔離という目 的をもつ債権の売買と再売買という二つの取引 の混合取引であって、この二つの取引の代金の 差額は貸付金の利子に当らないと判示した。こ の判決は取引の形式を重視したものであるが、 この取引の実質に合うように、平成21年度税制 改正でレポ取引の差額は貸付金の利子とするこ とを明文化した。

また、平成13年度税制改正で仕組取引により 内国法人が引き受ける外国税を外国税額控除対 象から除外することを明記する個別的否認規定 を設けた。その背景となる租税回避スキームで は、平成10年代に金融機関等が外国法人間の金 銭貸借取引に介入し.貸主から貸付金相当額の 預金を受け、借主に同額の貸付けを行い、貸主 が利子の源泉地国で納付すべき外国税を金融機 関等の納付する外国税としてその外国税額控除 余裕枠を利用して日本で外国税額控除を請求す る一連の取引であった。課税庁はこの取引につ いて外国税額控除の適用を拒否したが、下級裁 判決は、この取引の法形式を尊重し、所得およ び負担の法的帰属を理由に課税庁の処分を否定 した。このため、このような仕組取引による外 国税を外国税額控除対象から立法により除外し たが、後年、最高裁平成17年12月19日判決等で、 法形式でなく、実質について、全体としてみれ ば、このような取引が法の濫用であるとして下 級審判決を覆している。

趙珍姫『投資ファンドによる国際的租税回避 とその防止策に関する研究』(三協総合出版部、 2010) によれば、韓国では、国際租税調整に関 する法律第2条の2 (国際取引に関する実質課 税)において以下のことを規定している。

(i) 国際取引において課税対象となる所得. 租税研究 2010・9

玉

際課

収益,財産,行為または取引の帰属に関し, 名義人と事実上帰属される者が異なる場合 には事実上帰属される者を納税義務者とし て租税条約を適用する。

- (ii) 国際取引において課税標準の計算に関する規定は,所得,収益,財産,行為または取引の名称や形式にかかわらず,その実質内容に従って,租税条約を適用する。
- (iii) 国際取引において第三者を通じる間接的 方法または二以上の行為もしくは取引を経 た方法によって租税条約およびこの法の特 典を不当に受けるためのものと認められる 場合にはその経済的実質に従って当事者が 直接取引したものとみなし、または連続さ れた一つの行為もしくは取引とみなして租 税条約およびこの法を適用する。

パネリスト Kwanghyo Ko 氏は, Ministry of Strategy and Finance, Director of Tax Treaty Division の立場で,課税庁は国内法の effective owner が租税条約の beneficial owner と同義で あり,条約の特典を請求する者が beneficial owner であるか否かは,さまざまな要素を総 合勘案して決定すると述べている。Beneficial owner の判定基準を列挙することは,望まし いが,ただ並列的にリストアップするだけでは 意味のあるガイドラインにならないという。

そこで、日本の税法学者が立ち入っていない 領域に踏み込んでいく。ローンスター事件をめ ぐり国内法による実質課税と租税条約の適用に 関する問題に対処する韓国当局の考え方を知る うえで興味深いので、Kwangyo Ko氏が租税 回避に対処するために beneficial owner を判定 するとき、考慮すべき濫用の可能性のある要素 に序列を付す試案を示しているので、ここに紹 介することにする。

- ① 濫用の可能性が最も大きい要素
  - 施設または従業員を有するか否か。
  - 第三者に送金する法的義務があるか否か。
  - 取締役会が規則的に開催されているか否か。

- ② 洗練されたスキームの出現とともに濫用の可能性が高まっている要素
  - •取引からスプレッドを得ているか否か。
  - 支払金の受取と支出との間にタイムラグ があるか否か。
  - •所得の支払者と関連があるか否か。
- ③ 濫用の可能性は小さい要素
  - 活動を行うために必要な資産および機能 を有するか否か。
  - ・受け取る資金を管理する権限を現実にかつ独立に行使しているか否か。
  - 権利または資産を取得する裁量権と受け 取る所得に対する権限を有するか否か。
  - 事業体の債務について他の当事者により
     保証が与えられているか否か。
  - 条約の特典を請求する者が特典を受けられない場合に居住地国における課税上の取扱いにより二重課税が発生するか否か。
  - •租税動機以外の有効な事業目的を有する か否か。
  - 金融仲介者として行為する能動的事業に 従事しているか否か。
  - •事業の通常の過程で取引を行っているか 否か。

最後に, 集団的投資媒体 (Collective Investment Vehicle: CIV)の租税条約アクセ スについては、多くの議論が行われ、国際的コ ンセンサスを得るには至っていない。SPC. SPT, REIT, RIC, 投資法人などの一定の導管 事業体については、国内法および租税条約にお いて一定のルールが確立されているが、俗に投 資ファンドと呼ばれるものについては. 源泉地 国におけるファンド段階の課税、投資家段階の 課税、ファンドマネージャー等の段階課税など いろいろの考えがあり、これに対応して租税条 約の特典をファンド段階、投資家段階または ファンドマネージャー段階のいずれの段階で与 えるべきかについてもいろいろの考えがある。 この問題については、Session Ⅲの議論に委ね ることにする。



(3)
Basically following the two Models
Structure
Content
With exceptions
For example, Article 4 (dual residency issue), Article 5 ( exploration of natural resources), Article 7 (deemed profit), No regulation on International Traffic, etc.







・国際課税

6



- Dual residency
- Dual residency with third country
- Article 5 (Permanent establishment)
  Exploration or exploitation of natural
- resourcesInternational traffic
- No definition, no regulation









(7)









3











(4)





(9)

 $\overline{(7)}$ 

# **Beneficial Ownership Concept**

### Forms of Beneficial Ownership

- 3. Collateral Holder
  - Legal title held by creditor of beneficial owner as collateral for extending credit.
  - extending credit. Repo transactions Owner transfers collateral to creditor in a purported "sale" in exchange for \$xx. Creditor agrees to sell the collateral back to the owner, and owner agrees to repurchase the collateral back from the creditor at \$xx upon owner's request. Creditor acquires limited rights to sell or otherwise dispose of the collateral, except that creditor retains income from collateral (usually securities) which is sufficient to satisfy the periodic interest charge on a loan equal to the amount of the purchase price for the collateral owner displays and the satisfy the periodic interest charge on a loan equal to the amount of the purchase price for the collateral.
    - Form governed jurisdictions may treat creditor as the owner of the collateral.
    - Substance governed jurisdictions may treat the relationship as a loan and not sale; the owner retains ownership of the collateral.

# **Beneficial Ownership Concept**

### Forms of Beneficial Ownership

- 4. Intermediary or Conduit
  - Legal titleholder has apparent rights to receive and consume the asset but is legally obligated to convey all benefits and burdens of ownership in the property to another person (i.e., the beneficial owner).
  - Form jurisdictions may treat the transaction according to the legal owner of the income or asset even though the legal owner is contractually obligated to transfer the income and benefits of property ownership to others.
  - Substance jurisdictions may judge the owner of the benefits and burdens of the property to be the "beneficial owner" for purposes of applying any treaty. In this context, substance jurisdictions will take into consideration all related contracts and agreements. See US cases discussed infra, Aiken, SDI, Del Commercial.

(12)

(10)

SUTHERLAND



254



# (8)







(16)

際

課

税

(18)

SUTHERLAND



(21)

(23)







(24)



(19)

20)

(22)

BOC: Back-to-Back Loans

Foreign Parent.

US Gr

+Loan interest xx

· Aiken Industries (1971) - Cash Flows

•Loan

Foreign Sub Si Treaty Reside Hondurar

Rationale for treating Foreign Sub as a collection agent for

"The words 'received by' refer not merely to the obtaining of physical possession on a temporary basis of funds representing interest, payments from a corporation of a contracting State, but control over the funds."

"No substantive indebtedness existed between a United States corporation and a Honduras corporation.

Foreign Sub "was committed to pay out exactly what it collected, and it made no profit on the" US note and all parties were part of the same corporate group.





(27) **BOC: Equity Walls** • Del Commercial Properties (1999) - FACTS Del Commercia nterest Financial Canadian Bank Canada interest Cash Flow 1991 through June 1992, Delcom US paid interest to Del Netherlands and all the funds were funneled back to Del Commercial which used the funds to pay the Bank Ioan. Delcom Holding Delcom US lcom Cayman July 1992, Delcom US started paying interest directly to Del Commercial which used the funds to pay the Bank loan Delcom Antilles Detcom US withheld no taxes on its interest payments since it treated those payments as subject to zero withholding under the US-Netherlands Treaty. 91- June 92 As of July 92 Del Netherlands



SUTHERLAND
 SUTHERLAND

(30)

際課

税

# IRS Discretionary Power under Conduit Regulations • Treas. Reg. § 1.881-3 • Conduit entities participate in a financing arrangement that reduces withholding tax, and • Participation of the conduit is pursuant to a tax avoidance plan for the series a desent, the financing arrangement should not be recased by the IRS. • Factors that infer a tax avoidance • Significant reduction in the withholding tax. • Putative creditor's ability to make the advance to the US debtor. • Short time period between the bean to the conduit and loan to the US debtor. • Tractors that rebut a tax avoidance purpose • The intermediate entity conducts a significant active rents or royaties business.

 The intermediate entity conducts significant risk management activities of a financing business.

(29)

租税研究 2010・9

257









3

Introduction **Evolution of LOB provisions** Purpose of treaties is primarily to prevent double 1977 US Model Treaty - restricted benefits with taxation, or increasingly non taxation of income. respect to income that received favourable treatment Residence provisions and LOB provisions seek to in the source state if a 75% ownership test was not met. Only applied to corporations and with respect limit the benefit of treaties to persons that are bona to certain passive income. fide tax residents of one of the treaty states, and are 1981 US Model Treaty - retained 75% rule, but also not located in that state simply to access treaty benefits added a base erosion test, unless tax avoidance was not a principal purpose. Many countries, including the US, also have 1981 US Model Discussion Draft – public company domestic law provisions that also limit the access to tax treaties in abusive situations. qualification, foreign controlled or principal purpose test Page 3 **MENST&YOUNG** Page 4 **BENSTATOUNG** 





(4)

玉

] 際 課









(12)





SENSTA VOLNO

(11)



Page 11

**US Korea Treaty** 

capital gain.

Similar to 1977 US Model Treaty

Applies only to dividends, interest, royalties and

Treaty is not available if tax on the above items of

income is substantially less than the tax generally

who are not residents of either Korea or the US.

imposed by the contracting state and 25% or more of

the capital is owned directly or indirectly by persons